

平成30年9月13日

住吉神社氏子様

氏子総代 佐野兼晴 佐野 薫
西村政則 井上正雄

台風21号の通過に伴う住吉神社の被害状況ならびに今後の対応について

初秋の候 あなた様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は住吉神社護持運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日の台風20号および台風21号の通過により氏子の皆様には被害の大小にかかわらずお見舞い申し上げます。

さて、今回の台風21号の通過に伴い、近年経験のない強い暴風雨により下記のとおり住吉神社が大きな被害を受けました。まずは氏子の皆様に報告させていただき、併せて今後の対応として下記のとおりお示しいたしましたのでご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、樹木等の処分費につきましては守山市が公共および準公共機関に対する特別措置として今回の台風21号に限って減免制度の範囲を神社まで拡大されました。住吉神社はこの制度を使って進めてまいりますので氏子の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

記

1 被害等の状況（別紙「台風21号通過に伴う被害状況」写真）

- ①社殿・拝殿・社務所等各建物は被害を逃れました。
- ②手水舎横の正面第一鳥居に掲げています「住吉神社」の神額が落下し、壊れました。
- ③鎮守の森の樹木で傾いたもの、完全倒木したもの・根こそぎ倒れてしまったものなど合わせて約20本あります。
- ④中枝および小枝の落下散乱。（境内・森の中・県道および市道5号線へ散乱）

2 後始末および対応の方向

○中枝および小枝の落下散乱の対応

- ・県道と市道5号線の散乱については車・自転車・歩行者の通行で危険性が大きいため台風の通過後直ちに掃き掃除を実施済み。これには県道路公社および消防団に協力を得ました。
- ・拝殿前と拝殿周りについては翌日から清掃を実施済み。

○鳥居の神額については修理の方向で検討中。

○倒れた樹木の処分については市の減免措置を受けて行きます。

この制度を利用するには氏子の皆さんの協力が不可欠です。是非ともよろしく申し上げます。

ただ、私たち氏子だけの力だけでは処理できません。必要に応じて専門業者の協力も必要です。道具も要ります。その費用について「台風21号に伴う樹木撤去等事業」として特別会計から借入れて対応していきますのでご理解とご賛同をお願いします。

○氏子の奉仕活動

- ・必要に応じて氏子の皆さんに奉仕作業を願います

3 具体的な手順について

- ①樹木が必要な方は優先してもらってもらう。9月15日までに総代まで連絡ください
- ②倒木の枝払いをする→「中枝・小枝」を集積場所へ運ぶ（裏口通路付近）
- ③残った倒木を玉切りにして集積場所へ運ぶ→環境センターへ運び出す（10月中旬頃予定）
※困難な切り出し運び出し等は業者へ依頼する。

4 当面の奉仕作業について

たいへん急ではありますが可能な限り都合をつけてご協力をお願いします。

期日：9月23日（日）午前8時より10時まで約2時間

持ち物：枝切りのこぎり あれば一輪車もお願いします。

（蚊対策も必要かと思います）

作業内容：鎮守の森内の「中枝・小枝」を集積場所へ運ぶ